

玉原小学校校内ルール（保護者向け）

～教職員としての自覚をもち、倫理意識を高く保つことができるよう、
学校全体で法令等を遵守する風土を醸成する～

中学校区一貫教育校園玉野市立玉原小学校

1 児童・保護者との連絡について

- ①教職員と保護者・児童間では固定電話を利用する。
(携帯電話、電子メール、SNSを使用しない。)
- ②保護者に個別に連絡するときは、連絡帳か固定電話を利用する。
- ③校外からの保護者個人への連絡は学校を経由して行う。
- ④やむを得ず自分の携帯等を使用するときには、必ず管理職の許可を得る。

2 児童・保護者との面談や相談、個別指導について

- ①面談や相談は、校内または家庭訪問で行い、メールやSNSでは行わない。
- ②複数の教職員により、組織的に対応することを原則とする。
- ③部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないように配慮する。
- ④放課後に面談、相談、指導を行う場合は、**保護者の承諾を得る。帰宅方法についても保護者と話し合い、承諾を得ておく。**

3 児童の輸送について

- ①原則として、教職員の自家用車には児童を乗せない。保護者にお願いするか、タクシー輸送を行う。(予算の範囲内となる。)
- ②やむを得ず児童を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職に相談し、保護者の承諾を得る。

4 集金や現金の管理について

- ①現金での集金がある場合、登校後すぐに担任または担当者が受け取ることを原則とし、現金は直ちに職員室に持ち帰る。

5 特記事項

- ①体罰は、決して許されない行為である。体罰をしている同僚を見たらすぐに止め、管理職に報告する。
- ②セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為である。
- ③セクシャルハラスメントやパワーハラスメントについては、窓口（校長、教頭、教務主任、養護教諭）等に相談する。

◎お尋ねやご相談については、学校にご連絡ください。 0863-32-0666 (8:00～18:00)

令和6年4月1日改訂